

○経済産業省告示第五十七号

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第八十六条第二項の規定に基づき、三年を超える期間についてガスの供給計画を作成する必要がある一般ガス導管事業者を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

経済産業大臣 世耕 弘成

三年を超える期間についてガスの供給計画を作成する必要がある一般ガス導管事業者を定める件

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第八十六条第二項の規定に基づき、三年を超える期間についてガスの供給計画を作成する必要がある一般ガス導管事業者は、東京瓦斯株式会社、大阪瓦斯株式会社、東邦瓦斯株式会社、西部瓦斯株式会社、北海道瓦斯株式会社、京葉瓦斯株式会社、北陸瓦斯株式会社、静岡ガス株式会社、広島ガス株式会社、仙台市ガス局とする。

附 則

1 この告示は、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

2 平成八年通商産業省告示第六十四号（三年をこえる期間についてガスの供給計画を作成する必要のある

一般ガス事業者及びその計画期間を定める件）は、廃止する。